

## 会員募集について

ITGI Japan は以下の要領に基づいて会員を募集いたします。よろしくご検討の上、ご応募願います。

### (1) 会員種別

ITGI Japan は個人会員を募集しません。法人等の団体を会員とします。  
会員の種別には、「正会員」、「賛助会員」及び「特別会員」の3種類があります。

#### ① 正会員

1. ISACA 東京支部
2. ISACA 大阪支部
3. ISACA 名古屋支部
4. ITGI Japan の活動に賛同する団体で以下の条件を満たし、理事会によって承認されたものとします。
  - a. IT ガバナンスの実践と活用における先進的企業もしくは組織であろうとしているものであって、その普及や調査研究に貢献しようとするもの
  - b. ITGI Japan の活動に参加し、成果物を生み出すことに参加しようとするもの
  - c. ITGI Japan 及び ITGI の成果物を自らの組織において利活用しようとするもの

#### ② 賛助会員

1. ITGI Japan の活動に賛同し、賛助する団体であり、以下の条件を満たし、理事会によって承認されたものとします。
  - a. ITGI Japan の活動に参加し、成果物を生み出すことに参加しようとするもの
  - b. ITGI Japan 及び ITGI の成果物に関連する事業領域をもつもの

#### ③ 特別会員

1. ITGI 本部
2. 各国（言語領域）の ITGI
3. 以下の条件を満たし、理事会において特に認められた団体とします。
  - a. 非営利の団体であること（大学等の教育研究機関を含む）
  - b. 日本における IT ガバナンスの領域において重要な役割を果たしていると考えられる団体
  - c. ITGI Japan 及び ITGI の活動に賛同し、相互に連携することを約した団体

### (2) 会費について

- ① 正会員：年間10万円
- ② 賛助会員：年間一口10万円として二口以上
- ③ 特別会員：原則として無料

### (3) 会員の受ける特典

ITGI Japan の会員は、会員種別に応じて以下のような特典を受けるものとします。

#### ① 共通事項

1. ITGI Japan の成果物を会員である団体内部において、以下の条件の下に活用することが出来ます。
  - ・ ITGI 本部の資料等の翻訳物については、ITGI 本部が定めるその元資料の取り扱いルールに準ずる。
  - ・ ITGI Japan 独自の成果物に関しては、ITGI Japan がその成果物の性格に応じてその都度定めるルールに従うものとする。
2. ITGI Japan が生み出す成果物等において、それぞれの種別の会員として ITGI Japan の活動を支えることに貢献していることが明記され、謝辞が記載されます。この際、会員であることと社名が明記されます。ロゴは掲載されません。（当該成果物を作り出すために募集したスポンサーに対しては、社名とロゴが明示されて謝辞が記載されます。）
3. ITGI Japan の Web サイトに、それぞれの種別の会員として、ITGI Japan の活動に貢献しているものとして、団体名とロゴが掲載され、リンクが貼られます。
4. ITGI Japan が主催するカンファレンス等に、会員団体の社員や職員等は、それぞれの会員種別に応じた会員価格で参加することが出来ます。
5. ITGI Japan の会員であることを、それぞれの団体の広報メディアに掲載することが出来ます。  
その際に ITGI Japan のロゴを使用すること、及び自社・団体の Web ページから ITGI Japan の Web サイトへのリンクを貼ることが認められます。

#### ② 正会員の特典

1. ITGI Japan の主導する活動（委員会及びその下に設けられる作業部会（ワーキング・グループ）の活動）に、各団体のメンバー（会員、社員、職員等）を参加させることが出来ます。
2. ITGI Japan の理事会を構成する役員の選挙権が与えられます。
3. ITGI Japan の推薦委員会によって、理事会を構成する役員の候補者が正会員の中から推薦されます。

#### ③ 賛助会員の特典

1. ITGI Japan の Web サイトには、出資規模（口数）と会員になられた順番に応じて、社名とロゴが掲載され、リンクが貼られます。
2. ITGI Japan の主催するカンファレンスにおける資料等に、常に会員企業名とロゴが記載されます。（当該カンファレンスの賛助団体とは別扱いになります）
3. ITGI Japan の主催するカンファレンスや翻訳プロジェクト等において、特別に取り扱われます。
  - a. その出資規模（口数）に応じて割り引かれたスポンサー料で、それぞれが望むランクの賛助団体（スポンサー）となることが出来ます。
  - b. 会員である企業が個別のカンファレンスや翻訳プロジェクトに関して賛助団体として貢献していただいた場合は、そのランクの中の上位に位置づけて、ロゴ及び社名が明記されます。
4. ITGI Japan の主導する活動において、ワーキング・グループのメンバーとして参加することが出来ます。

5. ITGI Japan の活動が生み出した成果物を、それぞれの責任において、ITGI 本部及び ITGI Japan が定めるルールに基づいて、その事業領域で活用することが出来ます。

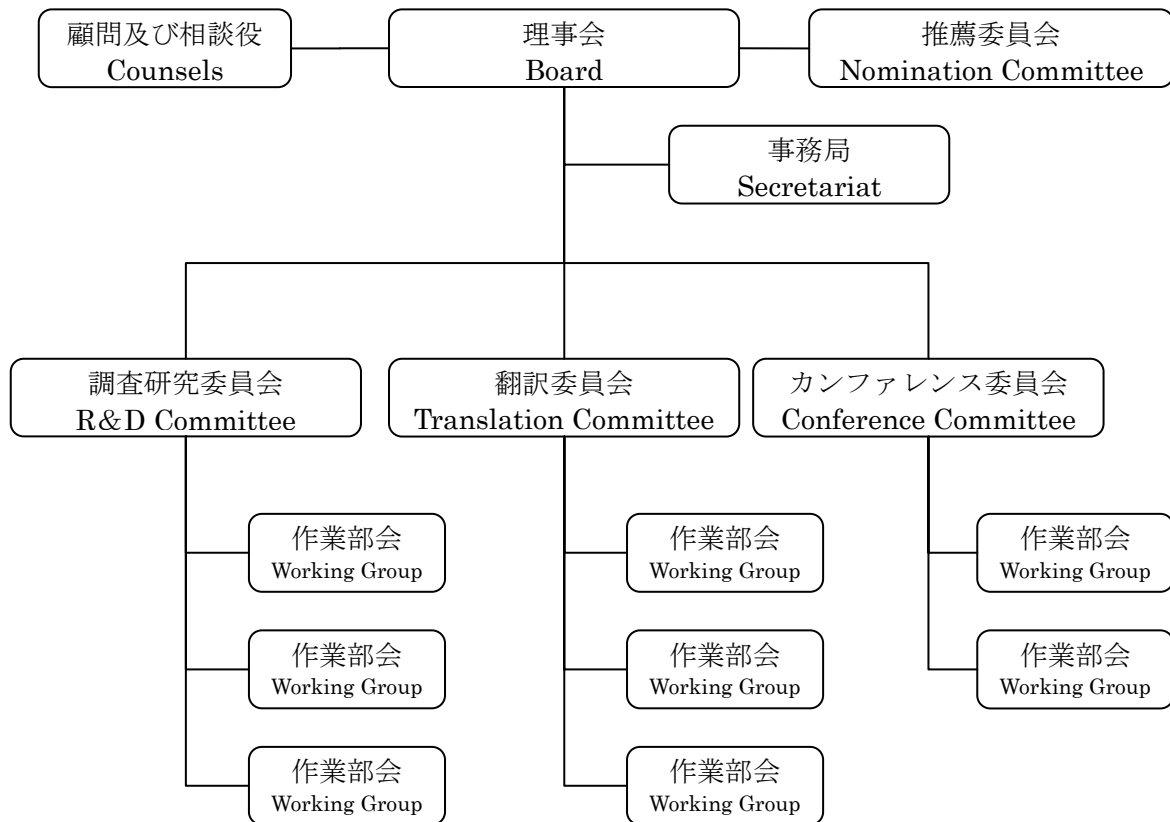
④ 特別会員の特典

1. 正会員に準ずるものとします。(選挙権は与えられません)
2. ITGI Japan の主導する活動において、委員会及びワーキング・グループのメンバーとして参加することが出来ます。

⑤ 留意事項

1. 会員はいつでも退会することが出来ます。ITGI Japan の事業年度（1月1日に始まり12月31日まで）の途中であっても納入された会費は返却されません。
2. 会費の納入期限を2ヶ月過ぎても会費が納入されないと、会員資格を失うことになります。

(4) ITGI Japan 組織概念図



※ 調査研究、翻訳、カンファレンス以外の委員会は必要に応じて設置する  
 ※ 各委員会の作業部会はテーマごとに必要に応じて設置する

